

令和2年2月28日招集

令和2年 第1回(2月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第1号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1
議案第2号	佐渡市固定資産評価審査委員会条例及び佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第3号	公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第4号	佐渡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第5号	佐渡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第6号	佐渡市診療所条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第7号	佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第8号	佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第9号	佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第10号	佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第11号	佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第12号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24

議案第13号	佐渡市辺地総合整備計画(平成31(2019)年度～2021年度)の変更について	26
議案第14号	佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について	27
議案第15号	市道路線の認定について	28
議案第16号	市道路線の廃止について	29
議案第17号	令和元年度佐渡市一般会計補正予算(第11号)について	30
議案第18号	令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	30
議案第19号	令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	30
議案第20号	令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第5号)について	30
議案第21号	令和元年度佐渡市下水道特別会計補正予算(第3号)について	30
議案第22号	令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第4号)について	30
議案第23号	令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第4号)について	30
議案第24号	令和元年度佐渡市病院事業会計補正予算(第3号)について	30
議案第25号	令和元年度佐渡市水道事業会計補正予算(第3号)について	30
議案第26号	令和2年度佐渡市一般会計予算について	30
議案第27号	令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について	30

議案第28号	令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について	30
議案第29号	令和2年度佐渡市介護保険特別会計予算について	30
議案第30号	令和2年度佐渡市小水力発電特別会計予算について	30
議案第31号	令和2年度佐渡市歌代の里特別会計予算について	30
議案第32号	令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について	31
議案第33号	令和2年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について	31
議案第34号	令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について	31
議案第35号	令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について	31
議案第36号	令和2年度佐渡市真野財産区特別会計予算について	31
議案第37号	令和2年度佐渡市病院事業会計予算について	31
議案第38号	令和2年度佐渡市水道事業会計予算について	31
議案第39号	令和2年度佐渡市下水道事業会計予算について	31

議案第 1 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 28 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐渡市監査委員条例の一部改正)

第1条 佐渡市監査委員条例（平成16年佐渡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2」を「法第75条第1項若しくは第242条第1項」に、「法第199条第6項若しくは第7項若しくは第235条の2第2項」を「法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第243条の2の2第3項」に改める。

(佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 佐渡市水道事業の設置等に関する条例（平成16年佐渡市条例第292号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 佐渡市病院事業の設置等に関する条例（平成21年佐渡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第2号

佐渡市固定資産評価審査委員会条例及び佐渡市手数料条例の一部を
改正する条例の制定について

佐渡市固定資産評価審査委員会条例及び佐渡市手数料条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市固定資産評価審査委員会条例及び佐渡市手数料条例の一部を
改正する条例

(佐渡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 佐渡市固定資産評価審査委員会条例(平成16年佐渡市条例第37号)
の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、
「及び第2項第3号」を削り、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術
活用推進法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第10条第2号中「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用推進法」
に改める。

(佐渡市手数料条例の一部改正)

第2条 佐渡市手数料条例(平成16年佐渡市条例第68号)の一部を次のよ
うに改正する。

別表全般の表25の4の項中「行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法
律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用推進法」に、「第
4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同表25の7の項中「情報通信
技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用推進法第7条第1項」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例（平成16年佐渡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 公益財団法人羽茂農業振興公社

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第4号

佐渡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

佐渡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の服務の宣誓に関する条例（平成16年佐渡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第5号

佐渡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市印鑑条例の一部を改正する条例

佐渡市印鑑条例（平成16年佐渡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

佐渡市診療所条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市診療所条例の一部を改正する条例

佐渡市診療所条例（平成16年佐渡市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

小木診療所	佐渡市小木町1949番地4
-------	---------------

第3条中「内科」の次に「、整形外科」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第7号

佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年佐渡市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第15条第3項の規定は、令和元年8月1日から適用する。

議案第 8 号

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 28 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第9号

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例(平成18年佐渡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号を次のように改める。

(3) 死亡又は廃用に対する補償制度に加入していないもの

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第10号

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例（平成22年佐渡市条例
第10号）の一部を次のように改正する。

別表備考中

- 「5 洗濯機を利用する場合は、1回につき200円を徴収する。」を
- 「5 洗濯機を利用する場合は、1回につき200円を徴収する。
- 6 シャワー室を利用する場合は、1回につき250円を徴収する。」に、
- 「6 洗濯機を利用する場合は、1回につき200円を徴収する。」を
- 「6 洗濯機を利用する場合は、1回につき200円を徴収する。
- 7 シャワー室を利用する場合は、1回につき250円を徴収する。」に改
める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第11号

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市営住宅条例（平成16年佐渡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「同居しようとする」の次に「者があつては、その者が」を加え、「があつること」を「であること」に改め、同条中第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第1項第1号から第4号まで」を「前項第1号、第3号及び第4号」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第1項中「第1項第1号から第4号まで」を「第1項第1号、第3号及び第4号」に改め、同条第2項中「老人等にあつては、同項第3号から第5号まで」を「次条第1項の規定により指定された市営住宅の入居者にあつては、同条第2項の市長が別に定める条件を含む。」に改める。

第8条を次のように改める。

（市営住宅の指定等）

第8条 市長は、区域内の住宅事情その他の状況を勘案し、必要があると認めるときは、市営住宅の一部を、次に掲げる者を入居させるものとして指定することができる。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある者
- (2) 老人、身体障害者、災害により住宅に困窮している者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者

2 前項の規定により指定された市営住宅に入居することができる者は、第6条第1項各号に掲げる条件のほか、市長が別に定める条件を具備する者でなければならない。

第9条第1項中「及び前条」を「、第7条及び前条第2項」に改める。

第10条第5項を削る。

第45条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第53条中「第1号から第4号まで」を「第1号、第3号及び第4号」に、「及び前条」を「、第7条及び前条第2項」に改める。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第45条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

議案第12号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和元年佐渡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条のうち佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項を削る改正規定を次のように改める。

第4条第2項中「外国語指導助手、国際交流員又は戦略官」を「学校運営協議会委員」に改める。

第7条のうち佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1中

「

15 公民館	公民館長（佐渡市公民館）	月額 66,900円
	公民館長（地区公民館）	月額 44,600円
	部長	月額 13,600円
	副部長	日額 5,300円
	部員	日額 5,300円
	分館長	年額 26,700円

」を

「

15 地区公民館長	月額 44,600円
-----------	------------

」に、

「社会教育指導員」を「学校運営協議会委員」に、「月額 101,900円」を「日額 1,400円」に改め、18の項から22の項までを削り、23の項を18の項とし、24の項を19の項とし、25の項を20の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

佐渡市辺地総合整備計画(平成31(2019)年度～2021年度)の変更
について

佐渡市辺地総合整備計画(平成31(2019)年度～2021年度)の変更について、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法
律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規
定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

(佐渡市辺地総合整備計画(平成31(2019)年度～2021年度)(第1次変更)
別紙添付)

議案第14号

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等を下記のとおり変更することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項後段において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等（平成25年佐渡市告示第37号）の一部を次のように変更する。

第3条中「平成32年3月31日までとする。」を「令和3年3月31日までとする。ただし、特別な事情がない場合は、1年間延長することとし、以後同様とする。」に改める。

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第15号

市道路線の認定について

下記の路線を市道路線に認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長（m）	幅員（m）
上横山39号線	佐渡市上横山 734番14地先	佐渡市上横山 1295番1地先	208.5	4.1～9.4

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第16号

市道路線の廃止について

下記の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長（m）	幅員（m）
両津幹線9号線	佐渡市原黒 332番12地先	佐渡市原黒 105番1地先	82.7	5.5～21.0
住吉33号線	佐渡市住吉 35番1地先	佐渡市住吉 85番2地先	443.0	7.1～11.3

令和2年2月28日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

- 議案第17号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第18号 令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第19号 令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第20号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）につ
いて（予算書別紙添付）
- 議案第21号 令和元年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）につ
いて（予算書別紙添付）
- 議案第22号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）につ
いて（予算書別紙添付）
- 議案第23号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第24号 令和元年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第25号 令和元年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第26号 令和2年度佐渡市一般会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第27号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第28号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第29号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第30号 令和2年度佐渡市小水力発電特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第31号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計予算について
（予算書別紙添付）

- 議案第32号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第33号 令和2年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第34号 令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第35号 令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第36号 令和2年度佐渡市真野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第37号 令和2年度佐渡市病院事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第38号 令和2年度佐渡市水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第39号 令和2年度佐渡市下水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第 17 号

《令和元年度 佐渡市一般会計補正予算（第 11 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 佐渡ふるさと島づくり寄附金（ふるさと納税）の実績見込みに伴う歳入・歳出所要額を計上
- ・ 国の令和元年度補正予算（第 1 号）に伴う事業の経費を計上
- ・ その他の経費については、12 月補正予算編成後の事由による必要な経費と不用額の見込みに伴う減額等を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	45,054,718
補正額	△ 337,544
累計予算額	44,717,174

3. 財源内訳

（単位：千円）

国・県支出金	△ 284,104
寄附金	53,000
繰入金	61,443
市債	42,600
その他	△ 210,483

4. 主な補正項目

（単位：千円）

○佐渡ふるさと島づくり寄附金（ふるさと納税）

（内容）

歳入	補正額： 50,000
・ 佐渡ふるさと島づくり寄附金【地域振興課】	（補正額： 50,000）
実績見込みに伴うふるさと納税の増（補正前 2 億円、補正後 2.5 億円）	
歳出	補正額： 124,380
・ 佐渡ふるさと島づくり寄附金事業【地域振興課】	（補正額： 9,380）
実績見込みに伴う返礼品業務委託料等の増	
・ 基金管理費	（補正額： 115,000）
平成 30 年度（1 月～3 月）の寄附金実績及び経費の確定、令和元年度（4 月～12 月）の経費を除く寄附金実績に伴う各基金への積立金	
・ 教育文化振興基金積立金【教育委員会（学校教育課）】	45,600 千円
（①島の未来を拓く人づくり応援コース）	
・ 世界遺産推進基金積立金【世界遺産推進課】	17,200 千円
（②佐渡金銀山の世界遺産登録応援コース）	
・ トキ環境整備基金積立金【農業政策課】	21,600 千円
（③トキと暮らす環境の島づくり応援コース）	
・ 地域福祉基金積立金【社会福祉課（市民生活課）】	10,200 千円
（④魅力的な温泉の島づくり応援コース）	
・ 子ども未来応援基金積立金【子ども若者課】	20,400 千円
（⑤子どもが元気な佐渡が島（たからじま）応援コース）	

○国の補正予算に伴う事業

補正額：453,211

・集落営農・担い手支援事業【農業政策課】

(補正額：1,863)

(事業内容)

- | | |
|--|----------|
| ・担い手確保・経営強化支援事業補助金 | 1,863 千円 |
| 先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、農業用機械・施設の導入を支援 | |

・県営農業農村整備事業【農林水産課】

(補正額：11,000)

(事業内容)

- | | |
|---|----------|
| ・県営中山間地域総合整備事業負担金 | 5,000 千円 |
| 大小地区、吉井・潟端地区
(当初予算計上分の減 $\Delta 8,500$ 千円 差引予算計上額 $\Delta 3,500$ 千円) | |
| ・県営経営体育成基盤整備事業負担金 | 6,000 千円 |
| 羽茂沖地区 | |

・社会資本整備総合交付金事業（未就学児等交通安全緊急対策）【建設課】

(補正額：60,000)

(事業内容)

- | |
|---------------------------------------|
| ・9月に実施した安全点検の結果を踏まえ、未就学児等の交通安全緊急対策を実施 |
| 市内24箇所（保育園周辺の市道の防護柵設置ほか） |

・校内通信ネットワーク整備事業【学校教育課】

(補正額：380,348)

(事業内容)

- | |
|-------------------------------------|
| ・市内全ての小・中学校において校内高速LANと電源キャビネット等を整備 |
| 小学校全校（22校）、中学校全校（13校） |

議案第18号

《令和元年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 国保標準レイアウト改版によるシステム改修費の補正を計上
- ・ 特定健診・特定保健指導に係る委託料の減額計上
- ・ 人間ドック委託料の増額計上
- ・ 国民健康保険事業財政調整基金利子の増額計上
- ・ 保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の確定による財源更正

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	6,198,371
補正額	788
累計予算額	6,199,159

3. 財源内訳

(単位：千円)

国民健康保険税の増額	11,036
国庫補助金の増額	292
国民健康保険事業財政調整基金利子の増額	2
一般会計繰入金の減額	△10,542

4. 補正内容

(単位：千円)

総務費	
一般管理費（事務費）	286
保健事業費	
特定健康診査委託料	△1,500
人間ドック委託料	2,000
国民健康保険事業財政調整基金積立金	2

議案第19号

《令和元年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)概要》

1. 補正予算について

- ・ 保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	755,773
補正額	△5,120
累計予算額	750,653

3. 財源内容

(単位：千円)

一般会計繰入金の減額	△5,120
------------	--------

4. 補正内容

(単位：千円)

○後期高齢者医療広域連合納付金

・ 基盤安定負担金の減	△5,120
-------------	--------

議案第20号

《令和元年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 一般管理費の増額計上
- ・ 介護サービス等諸費の減額計上
- ・ 介護予防サービス等諸費及び高額介護サービス等費の増額計上
- ・ 包括的支援事業・任意事業費の減額計上
- ・ 介護給付費準備基金積立金の増額計上
- ・ 償還金及び繰出金の減額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,274,700
補正額	△23,432
累計予算額	9,251,268

3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	△8,342
支払基金交付金	△3,225
県支出金	△6,605
財産収入	8
一般会計繰入金	245
介護給付費準備基金繰入金	△5,513

4. 補正内容

(単位：千円)

一般管理費	737
介護サービス等諸費	△19,600
介護予防サービス等諸費	6,000
高額介護サービス等費	13,600
地域支援事業費	△6,144
介護給付費準備基金積立金	8
償還金	△16,539
繰出金	△1,494

議案第21号

《令和元年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 漁業集落排水管理費の減額計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	3,548,583
補正額	△ 12,930
累計予算額	3,535,653

3. 財源内訳	(単位：千円)
水産業費補助金	1,070
雑入（下水道補償料）	△ 14,000

4. 補正内容	(単位：千円)
○ 漁業集落排水管理費	
・ 委託料の減額	△ 8,980
・ 工事請負費の減額	△ 3,950

議案第22号

《令和元年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

- ・ サービス収入の減額及び一般会計繰入金の増額計上
- ・ 一般管理費の減額計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	463,796
補正額	△ 3,962
累計予算額	459,834

3. 財源内訳

（単位：千円）

サービス収入	△11,896
一般会計繰入金	7,934

4. 補正内容

（単位：千円）

一般管理費	△3,962
-------	--------

議案第23号

《令和元年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第4号)概要》

1. 補正予算について

- ・ サービス収入の減額及び一般会計繰入金の増額計上
- ・ 一般管理費の減額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	605,733
補正額	<u>△2,000</u>
累計予算額	603,733

3. 財源内訳

(単位：千円)

サービス収入	△66,532
一般会計繰入金	64,532

4. 補正内容

(単位：千円)

一般管理費	△2,000
-------	--------

議案第24号

《令和元年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）概要》

【令和元年度補正予算（第3号）（病院事業全体）】

- ・ 予算上の収支は、308,494千円の赤字予算
- ・ 入院・外来収益について、12月までの実績を考慮し、患者数等の見込みを修正して補正減
- ・ 材料費について、薬品・診療材料等の実績見込みによる補正減
- ・ 一般会計繰入金の精算的調整による補正

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正3号	補正後
収入	1,575,208	△52,299	1,522,909
支出	1,934,821	△103,418	1,831,403
収支	△359,613	51,119	△308,494

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正3号	補正後	既決予定額	補正3号	補正後
収入	1,149,405	△19,050	1,130,355	425,803	△33,249	392,554
支出	1,371,324	△83,741	1,287,583	563,497	△19,677	543,820
収支	△221,919	64,691	△157,228	△137,694	△13,572	△151,266

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正3号	補正後
収入	196,022	△20,231	175,791
支出	63,410	△9,682	53,728
収支	132,612	△10,549	122,063

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正3号	補正後	既決予定額	補正3号	補正後
収入	113,686	△70,031	43,655	82,336	49,800	132,136
支出	30,334	△9,682	20,652	33,076	0	33,076
収支	83,352	△60,349	23,003	49,260	49,800	99,060

【両津病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 △19,050千円 ・ 収益的支出 △83,741千円
 ・ 資本的収入 △70,031千円 ・ 資本的支出 △9,682千円
- [主な内容] ・ 給与費について、随時採用できなかった看護師3名、検査技師1名分を補正減
 ・ 新両津病院基本設計等の業務委託費の未執行による補正減

【相川病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 △33,249千円 ・ 収益的支出 △19,677千円
 ・ 資本的収入 49,800千円
- [主な内容] ・ 給与費について、随時採用できなかった薬剤師1名、異動したX線技師1名分を補正減
 ・ 運転資金の不足により一般会計補助金の補正増

議案第25号

《令和元年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・賞与引当金繰入れに係る補正を計上
- ・工事請負費等の減額に伴う収支の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

収益的収支

収入	補正前の額	2,748,994	支出	補正前の額	2,716,337
	補正額	0		補正額	20,203
	累計予算額	2,748,994		累計予算額	2,736,540

資本的収支

収入	補正前の額	1,523,512	支出	補正前の額	2,293,963
	補正額	△42,560		補正額	△42,160
	累計予算額	1,480,952		累計予算額	2,251,803

3. 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

- ・補てん財源（損益勘定留保資金）充当 400

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○収益的支出

- ・原水及び浄水費 57
- ・配水及び給水費 117
- ・総係費 2,684
- ・その他特別損失 17,345

○資本的収入

- ・企業債 △27,100
- ・工事負担金 △15,460

○資本的支出

- ・施設改良費 △42,160

議案第27号

《令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計当初予算概要》

- 1 当初予算について
平成30年度からの国民健康保険制度改革後の新たな財政運営の仕組みのもと、県が決定する事業費納付金等を踏まえ編成を行った。
- 2 財政の仕組み
市は事業費納付金を県に納付し、保険給付に必要な費用は県が市に支払うこととなる。
- 3 予算規模
予算総額 5,962,000千円（対前年比 △168,000千円 2.7%減）
- 4 事業費納付金の内訳
 - ・医療分 973,111千円（対前年比 △65,130千円 6.3%減）
 - ・後期分 364,794千円（対前年比 △17,078千円 4.5%減）
 - ・介護分 134,633千円（対前年比 △1,263千円 0.9%減）

主な歳入歳出の内容

〈歳入〉 (単位：千円)

項目	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	差引増減	備考
国民健康保険税	1,116,552	1,184,675	△ 68,123	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分現年課税分、滞納繰越分保険税
国庫支出金	2	1	1	災害臨時特例補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金
県支出金	4,377,608	4,462,808	△ 85,200	保険給付費等交付金
財産収入	26	40	△ 14	財政調整基金利子
繰入金	464,489	479,147	△ 14,658	保険基盤繰入金、職員給与費等繰入金、出産一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金
その他歳入	3,323	3,329	△ 6	手数料、前年度繰越金、延滞金、返納金
合計	5,962,000	6,130,000	△ 168,000	

〈歳出〉 (単位：千円)

項目	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	88,864	76,080	12,784	人件費、一般管理費
保険給付費	4,323,373	4,416,525	△ 93,152	療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費
国民健康保険事業費納付金	1,472,538	1,556,009	△ 83,471	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分事業費納付金
保健事業費	64,987	70,703	△ 5,716	特定健康診査等事業費、保健衛生普及費、疾病予防費、保健指導事業費
基金積立金	26	40	△ 14	財政調整基金積立金
その他歳出	8,712	7,143	1,569	保険税還付金、一時借入金利子
予備費	3,500	3,500	0	
合計	5,962,000	6,130,000	△ 168,000	

議案第28号

《令和2年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

新潟県後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料及び納付金等に、保険料徴収・保険給付に係る人件費及び事務費等並びに保健事業費を計上し編成。

2. 予算規模

予算総額 823,200 千円(前年比 59,000千円 7.72 %増)

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	差引増減	備考
後期高齢者医療保険料	560,715	514,520	46,195	現年度保険料 過年度滞納繰越分保険料
使用料及び手数料	101	101	0	納付証明手数料 督促手数料
繰入金	249,295	236,643	12,652	基盤安定負担金の増
繰越金	1	1	0	
諸収入	13,088	12,935	153	後期高齢者医療広域連合人件費負担金 人間ドック費用助成補助金
合計	823,200	764,200	59,000	

<歳出>

(単位：千円)

項目	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	32,607	31,799	808	人件費(3名分) 事務費
後期高齢者医療 広域連合納付金	789,542	731,300	58,242	保険料負担金 基盤安定負担金(県3/4 市1/4)
諸支出金	1,051	1,101	△ 50	過年度保険料還付金 保険料還付加算金
合計	823,200	764,200	59,000	

4. 令和2年度保険料率について

- ・均等割額 40,400円(3,500円の引き上げ)
- ・所得割率 7.84%(0.44%引き上げ)

議案第29号

《令和2年度 佐渡市介護保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

被保険者数、保険給付及び地域支援事業の動向等を踏まえ必要な所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 9,023,600千円 (対前年比 216,000千円 2.5%増)

3. 主な歳入歳出の内容

＜歳入＞

(単位：千円)

項目	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	差引増減	備考
介護保険料	1,467,123	1,532,776	△ 65,653	第1号被保険者保険料
国庫支出金	2,414,358	2,356,675	57,683	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
支払基金交付金	2,303,361	2,253,005	50,356	介護給付費交付金 地域支援事業交付金
県支出金	1,282,881	1,257,423	25,458	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
繰入金	1,540,375	1,392,112	148,263	一般会計繰入金 介護給付費準備基金繰入金
その他の歳入	15,502	15,609	△ 107	事業所指定等手数料 地域支援事業利用者負担金
合計	9,023,600	8,807,600	216,000	

＜歳出＞

(単位：千円)

項目	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	174,182	215,302	△ 41,120	人件費 一般管理費及び介護認定事務費等
保険給付費	8,346,594	8,152,658	193,936	介護サービス給付費 介護予防サービス給付費
地域支援事業費	497,740	434,272	63,468	人件費 介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業、任意事業
基金積立金	31	23	8	介護給付費準備基金積立金
公債費	1	1	0	一時借入金利子
諸支出金	2,052	2,344	△ 292	第1号被保険者保険料還付金等
予備費	3,000	3,000	0	
合計	9,023,600	8,807,600	216,000	

議案第30号

《令和2年度 佐渡市小水力発電特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

令和2年度小水力発電特別会計は、売電収入を市が管理する土地改良施設の維持管理費に充当し一般財源の節減を図りつつ、今後想定される施設更新費等を考慮した積立計画を反映させて予算編成した。

2. 予算規模

(単位：千円)

当初予算額

35,000

3. 財源および歳出内訳

財源

歳出

(単位：千円)

発電売電料収入 . . . 34,998

発電事業費 . . . 35,000

その他財源 . . . 2

4. 主な事業

(単位：千円)

○小水力発電特別会計【農林水産課】予算額 : 35,000千円

(事業内容)

発電事業費

○光熱水費 240千円

○修繕料 500千円

○手数料 158千円

○施設管理業務委託料 987千円

○水利使用料 156千円

○基金積立金 8,237千円

・施設修繕積立金 1,815千円

・施設更新積立金 6,420千円

・基金利子積立金 2千円

○消費税 1,400千円

○一般会計繰出金 23,322千円

・基幹水利施設管理費 14,072千円

・施設整備費返済金 9,250千円

議案第31号

《令和2年度 佐渡市歌代の里特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

介護老人福祉施設の運営と利用者への介護サービスに必要な所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 466,100千円 (対前年比 5,200千円 1.1%増)

3. 主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

(単位：千円)

項目	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	差引増減	備考
サービス収入	432,382	430,042	2,340	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	165	165	0	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
財産収入	1	1	0	財産運用収入
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	28,434	26,637	1,797	一般会計繰入金
繰越金	3,000	3,000	0	繰越金
諸収入	2,116	1,053	1,063	雑入
合計	466,100	460,900	5,200	

〈歳出〉

(単位：千円)

項目	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	差引増減	備考
特別養護老人ホーム費	465,099	459,899	5,200	施設費 介護サービス費
諸支出金	1	1	0	
予備費	1,000	1,000	0	
合計	466,100	460,900	5,200	

議案第32号

《令和2年度 佐渡市すこやか両津特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

介護老人保健施設の運営と利用者への介護サービスに必要な所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 636,100千円 (対前年比 54,500千円 9.4%増)

3. 主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

(単位：千円)

項目	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	差引増減	備考
サービス収入	434,122	430,829	3,293	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	167	167	0	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	177,398	146,096	31,302	一般会計繰入金
繰越金	4,000	4,000	0	繰越金
諸収入	511	506	5	雑入
市債	19,900	0	19,900	市債
合計	636,100	581,600	54,500	

〈歳出〉

(単位：千円)

項目	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	差引増減	備考
介護老人保健施設費	552,002	497,503	54,499	施設費 介護サービス費
公債費	83,697	83,696	1	地方債償還金
諸支出金	1	1	0	
予備費	400	400	0	
合計	636,100	581,600	54,500	

議案第33～36号

《令和2年度 佐渡市各財産区特別会計予算 概要》

1. 予算について

- ・財産区管理会運営費を計上
- ・造林事業費を計上（五十里財産区を除く。）

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■五十里財産区特別会計	<u>191</u>
・主な財源内訳	
財産収入（主なもの：財産貸付収入 183）	188
・主な事業	
財産区管理会の運営	135
(事業内容)	
財産区管理会を年間3回開催し、山林整備等について協議を行う。	
■二宮財産区特別会計	<u>3,347</u>
・主な財源内訳	
財産収入（主なもの：財産貸付収入 170）	174
諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090）	3,091
・主な事業	
分収造林事業（主なもの：作業道工事）	3,090
(事業内容)	
(独) 森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備。	
■新畑野財産区特別会計	<u>3,822</u>
・主な財源内訳	
財産収入（主なもの：物品売払収入 200）	286
諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090）	3,091
・主な事業	
分収造林事業（主なもの：除伐事業）	3,090
(事業内容)	
(独) 森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備。	
■真野財産区特別会計	<u>3,349</u>
・主な財源内訳	
財産収入（主なもの：財産貸付収入 172）	175
諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090）	3,091
・主な事業	
分収造林事業（主なもの：保育間伐事業）	3,090
(事業内容)	
(独) 森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備。	

議案第 37 号

《令和 2 年度 佐渡市病院事業会計予算 概要》

【令和 2 年度予算額（病院事業全体）】

○予算上の収益的収支は、448,886 千円の赤字予算

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	R 1 当初	R 2 当初	比較増減
収入	1,575,208	1,507,293	△67,915
支出	1,946,989	1,956,179	9,190
収支	△371,781	△448,886	△77,105

	両津病院			相川病院		
	R 1 当初	R 2 当初	比較増減	R 1 当初	R 2 当初	比較増減
収入	1,149,405	1,130,600	△18,805	425,803	376,693	△49,110
支出	1,375,464	1,408,983	33,519	571,525	547,196	△24,329
収支	△226,059	△278,383	△52,324	△145,722	△170,503	△24,781

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	R 1 当初	R 2 当初	比較増減
収入	196,022	156,238	△39,784
支出	63,410	40,956	△22,454
収支	132,612	115,282	△17,330

	両津病院			相川病院		
	R 1 当初	R 2 当初	比較増減	R 1 当初	R 2 当初	比較増減
収入	113,686	51,624	△62,062	82,336	104,614	22,278
支出	30,334	25,342	△4,992	33,076	15,614	△17,462
収支	83,352	26,282	△57,070	49,260	89,000	39,740

【両津病院】

1 編成方針

- ・現在の医療水準を維持した上で、前年度同規模程度の患者数確保と診療報酬加算の継続に努めるとともに、収支の改善を図るため、経費の削減に努める。

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、278,383 千円の赤字予算
- ・病床利用率に関しては、60 床 91.0%で算出
- ・人員確保のため随時募集採用分として看護師 3 名分を計上
- ・新病院建設に向け、職員を配置し、委託業務予算を計上

【相川病院】

1 編成方針

- ・地区人口の減少に伴い患者数の減少が著しく、収益の減少を見込まざるを得ない。
- ・収支の改善を図るため、人件費の抑制、経費の削減に努める。

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、170,503 千円の赤字予算
- ・病床利用率に関しては、実績等を考慮し 59.6%で算出
- ・入院患者において、医療区分の高い患者割合の増加を目指す。
- ・人員確保のため随時募集採用分として薬剤師 1 名、X線技師 1 名分を計上

《令和2年度 佐渡市水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・収益的収支では、高料金対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助の活用により、水道事業債の借り入れを抑制し、水道事業会計の健全経営を目指す。
- ・主な建設改良事業としては、老朽管更新事業、配水管敷設替事業及び施設増改良事業を実施し、有収率向上と安心安全な水道水の安定供給を図る。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	2,743,039	当初予算額	2,021,320
前年度当初予算額	2,726,364	前年度当初予算額	2,224,476
予算額増減	16,675	予算額増減	△203,156

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		(2) 資本的収入及び支出	
・水道事業収益	2,743,039	・資本的収入	1,259,363
営業収益	1,450,208	企業債	609,500
営業外収益	1,292,829	国庫補助金	246,500
特別利益	2	工事負担金	141,300
・水道事業費用	2,743,039	出資金	262,063
営業費用	2,504,155	・資本的支出	2,021,320
営業外費用	238,183	建設改良費	1,163,607
特別損失	101	企業債償還金	857,713
予備費	600		

4. 主な事業

(単位：千円)

○工事請負費

・老朽管更新事業	(畑野、真野、小木地区)	456,220
・配水管等敷設(替)事業	(市内一円)	295,800
・施設増改良事業	(両津、佐和田、畑野地区)	206,120

○営業費用

・原水及び浄水費	590,380
・配水及び給水費	241,819

《令和2年度 佐渡市下水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

・収益的収支では、高資本費対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助の活用により、一般会計からの繰入金を抑制し、下水道事業会計の健全経営を目指す。

・主な建設改良事業としては、汚水管渠工事、雨水管渠工事、処理施設工事を実施し、公共水域の保全と浸水対策に努める。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	3,412,157	当初予算額	2,413,084
前年度当初予算額	0	前年度当初予算額	0
予算額増減	3,412,157	予算額増減	2,413,084

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		(2) 資本的収入及び支出	
・下水道事業収益	3,453,123	・資本的収入	1,631,841
営業収益	734,927	企業債	804,400
営業外収益	2,718,196	国庫補助金等	425,170
特別利益	0	受益者負担金	14,467
・下水道事業費用	3,412,157	他会計補助金	387,804
営業費用	3,042,543	・資本的支出	2,413,084
営業外費用	345,854	建設改良費	1,018,524
特別損失	22,760	企業債償還金	1,319,334
予備費	1,000	負担金長期未払金	75,226

4. 主な事業

(単位：千円)

○建設改良費	
・汚水管渠工事	551,700
・雨水管渠工事	25,100
・処理施設工事	160,400
○営業費用	
・管渠費	97,315
・ポンプ場費	48,460
・処理場費	452,875
・農業集落排水費	5,323
・漁業集落排水費	50,056